

1月 臨時会議 1/13

◆町道除排雪事業などに係る補正予算を原案可決

1月臨時会議では一般会計補正予算（第8号）が提案され審議を行いました。

主な補正内容は、土木費では町道除排雪事業に係る経費、教育費では小学校施設改修事業に係る経費などつており、歳入歳出それぞれ6・313万円を追加し、総額を56億1・959万円とするものです。

議員からの質疑では、「1月の大雪の除排雪作業にどのくらい費用がかかったの

か」に対し「除雪排雪併せて約1・220万円となつている」「目的基金を使うための計画があるのか。トイレ改修は1か所だけなのか」に対し「その他の財源と全体のバランスを取りながら取り崩しなどを決めている。主に生活をするフロアのトイレを1か所改修す

る」との答弁がありました。その後採決に移り、全員賛成により原案可決しました。

議員からの質疑では、「この事業は補助事業であつて、この議案の議決の時期などは問題がないという認識か。今後も問題が生じることはないか」に対し「問題ないと認識している」との答弁がありました。

その後採決に移り、全員賛成により原案可決しました。

議員からの質疑では、「この20パーセント減額するとのことであるが、その20パーセントの根拠は何か」に対し「根拠はない。町長が決めた」との答弁がありました。その後の委員間討議では、20%が妥当であるか否かが議論となり、根拠が明確ではないところで意見

1月第2回 臨時会議 1/20

◆議決に付すべき工事請負契約の変更を原案可決

令和4年下川町議会定例会6月定例会議において議



1月臨時会議（本会議）の様子

委員会審査の質疑では、

この減額は、旅費の重複支給などにあたり、責任を明確にするため提案されました。議案は、総務産業常任委員会に付託し審議を行いました。

本会議の採決では、委員会の修正案に全員が賛成し、修正議決した部分を除く原案についても全員賛成で可決しました。

2月 臨時会議 2/13

◆下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を修正可決

下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、町長の3月分給料を20パーセント減額し、現行の730,000円を584,000円とするものです。

この減額は、旅費の重複支給などにあたり、責任を明確にするため提案されました。議案は、総務産業常任委員会に付託し審議を行いました。

本会議の採決では、委員会の修正案に全員が賛成し、修正議決した部分を除く原案についても全員賛成で可決しました。